群馬大学医学部附属病院人工腎臓センター運営委員会内規

平成16. 4. 1 制定 改正 平成17. 4. 1 平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院人工腎臓センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、人工腎臓センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 人工腎臓センター長
 - (2) 関係診療科から選出された教員 若干人
 - (3) 人工腎臓センターから選出された看護師 1人
 - (4) 医事課長

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き,人工腎臓センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (委員以外の者の出席)
- 第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第7条 委員長は,委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。